

徳島市障害福祉計画（案）

徳 島 市

目 次

第1章 総論	1
1 計画策定の基本的考え方	1
1-1 計画策定の背景・目的	1
1-2 計画の性格	2
1-3 障害者計画と障害福祉計画の関係	2
1-4 計画の期間	3
1-5 関係機関との連携	3
1-6 計画の進行管理	3
2 計画の策定体制と策定方法	4
2-1 計画の策定体制	4
2-2 計画の策定方法	4
3 障害者の現状	5
3-1 身体障害者の現状	5
3-2 知的障害者の現状	7
3-3 精神障害者の現状	8
3-4 難病患者の現状	9
3-5 障害福祉サービス・障害児通所支援受給者の現状	10
第2章 障害福祉計画	13
1 基本的事項	13
1-1 第4期計画策定の趣旨	13
1-2 基本理念	14
1-3 基本方針	15
1-4 障害福祉サービス等の体系	16
2 平成29年度の目標値の設定	17
2-1 施設入所者の地域生活への移行	17
2-2 地域生活支援拠点等の整備	18
2-3 福祉施設から一般就労への移行	19
3 障害福祉サービス・相談支援	22
3-1 訪問系サービス	22
3-2 日中活動系サービス	23
3-3 居住系サービス	31
3-4 相談支援	34
4 障害児通所支援	37
4-1 障害児通所支援	37
4-2 障害児相談支援	40
5 地域生活支援事業	41
5-1 必須事業	41
5-2 任意事業	50

第3章 資料編	57
1 策定体制	57
2 策定経過	58
3 徳島市障害福祉計画策定市民会議	59
3-1 設置要綱	59
3-2 委員名簿	60
4 徳島市障害福祉計画策定委員会	61
4-1 設置要綱	61
4-2 委員名簿	62
5 徳島市障害者自立支援協議会	63
5-1 設置要綱	63
5-2 委員名簿	65

1 計画策定の基本的考え方

1-1 計画策定の背景・目的

近年、我が国は、人口減少社会の到来、少子・高齢化社会の進行、情報化・グローバル化の進展など社会経済構造が急激に変化しております。

このような中、障害者にかかわる環境及び法制度も大きな転換期を迎えております。

国においては、障害者の権利に関する条約批准に向けた制度改革を進め、平成23年には障害者基本法の一部改正、平成24年6月には「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が国会で可決成立し、平成25年4月から、障害者自立支援法を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）とし、制度の谷間を埋めるべく、障害者の範囲に難病等が追加されました。

一方、本市では、障害のある人も障害のない人も普通に生活し活動できる社会と地域の中で、その人らしく自立した生活ができるようなサービスが提供されるまちづくりを目指して、様々な施策を展開してきましたが、従来から継続する施策に加え、平成25年6月に障害者差別解消法が成立し、平成26年1月には障害者権利条約が批准され、障害者の権利擁護や障害及び障害者に対する理解の促進、啓発が課題となっております。

こうした障害者を取り巻く環境の変化の中で、本市では、平成25年3月に策定した「徳島市障害福祉計画（第3期）」の見直し時期を迎えました。

本計画は、計画策定後の国の障害者施策の動向の変化、障害者のニーズの変化等を踏まえ、ノーマライゼーションとリハビリテーションを基本理念として、共生社会の実現に向けて、新たな「徳島市障害福祉計画（第4期）」を策定するものです。

1-2 計画の性格

「徳島市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条の規定に基づき、本市における障害福祉サービス等の提供体制の確保が計画的に図られるよう定めるものです。

1-3 障害者計画と障害福祉計画の関係

「障害者計画」は障害者基本法、また、「障害福祉計画」は障害者総合支援法と法的根拠は異なりますが、「障害者計画」は本市の障害者施策のマスタープラン（基本計画）としての機能を果たす計画であり、一方「障害福祉計画」は、「障害者計画」の中の生活支援における障害福祉サービス等に関する 3 年間の実施計画として位置づけられます。

このため、「障害者計画」と「障害福祉計画」は一体性が確保される必要があります。

障害者計画

障害のある人にかかわる施策の基本方向を分野ごとに明らかにし、総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。

- 生活の経済的安定
- 社会福祉サービスの充実
- 健やかな生活の充実
- 住みよい環境の充実
- 心豊かな生活の充実

障害福祉計画

障害福祉サービス等の実施内容と必要な量の見込みを定め、平成 29 年度までの目標量、見込量の確保のための方策等を明らかにすることを目的としています。

- 平成 29 年度の目標値の設定
 - ・ 地域生活への移行
 - ・ 地域生活支援拠点等の整備
 - ・ 一般就労への移行
- 障害福祉サービス等
 - ・ 各年度におけるサービスの種類ごとの見込量
 - ・ 見込量の確保のための方策
- 地域生活支援事業（必須事業、任意事業）
 - ・ 各年度におけるサービスの種類ごとの見込量
 - ・ 見込量の確保のための方策 など

1-4 計画の期間

計画の期間は、障害者計画と障害福祉計画の一体性を確保し、整合性を図るため、障害福祉計画（第4期）は平成27年度から平成29年度までの3か年計画とします。



1-5 関係機関との連携

計画の推進に当たっては、徳島市障害者自立支援協議会において、福祉、医療、教育、雇用等の関係機関と意思疎通を図り、その連携体制を確保します。

1-6 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、事業の調査・分析・評価を定期的に行い、徳島市障害者自立支援協議会において、中間評価を行うなど、計画の適切な進行管理を行うとともに、その結果を今後の計画推進に反映します。

2 計画の策定体制と策定方法

2-1 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、障害者福祉関係者、学識経験者、当事者、公募市民等からなる、徳島市障害福祉計画策定市民会議を設置するとともに、徳島市障害者自立支援協議会を開催し、幅広い意見の反映に努めます。

また、庁内策定体制として徳島市障害福祉計画策定委員会を設置し、関係部局と連携しながら策定します。

2-2 計画の策定方法

計画策定において、市民の意見を反映させるため、市民会議を設置し、意見を聴きます。

また、障害者のニーズを把握し、障害福祉サービスなどの提供体制を確保するため、徳島市障害者自立支援協議会からの意見聴取やパブリックコメントを実施し、障害者のニーズや市民の意見の反映に努めるとともに、障害者に関する資料・データを整理分析し、計画策定の基礎資料とします。

3 障害者の現状

3-1 身体障害者の現状

(1) 身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移

平成 26 年度の身体障害者手帳の所持者数は 10,063 人で、平成 19 年度からの 7 年間で 445 人（4.6%）増加しています。増加要因としては、脳卒中・糖尿病など生活習慣病による手帳取得の増加などが考えられます。

障害の程度別にみると、1 級と 2 級を合わせた重度障害者が半数近くを占めています。

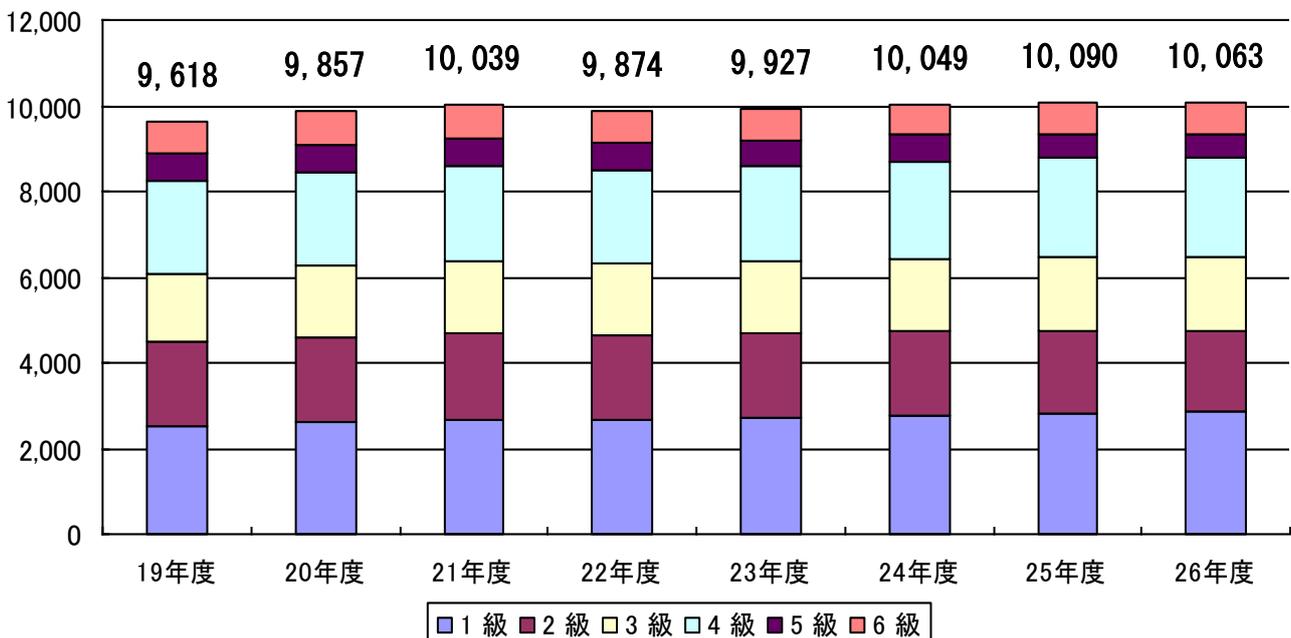
■身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移

（単位：人）

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	指数
1 級	2,511	2,604	2,664	2,671	2,709	2,746	2,799	2,841	113
2 級	1,961	2,010	2,022	1,959	1,961	1,987	1,953	1,922	98
3 級	1,624	1,657	1,700	1,668	1,688	1,698	1,715	1,703	105
4 級	2,152	2,179	2,226	2,203	2,228	2,281	2,305	2,306	107
5 級	639	645	643	614	604	605	584	579	91
6 級	731	762	784	759	737	732	734	712	97
合 計	9,618	9,857	10,039	9,874	9,927	10,049	10,090	10,063	105

- （注） 1 各年度4月1日現在
2 指数は19年度を100とした場合の26年度の値

■身体障害者手帳所持者の等級別構成比の推移



(2) 身体障害者手帳所持者数（部位別）の推移

障害の部位別にみると、肢体不自由の占める割合が 50.2%と最も大きく、次いで、内部障害 28.7%、聴覚・平衡機能障害 11.8%、視覚障害 8.5%、音声・言語・そしゃく機能障害 0.8%と続いています。

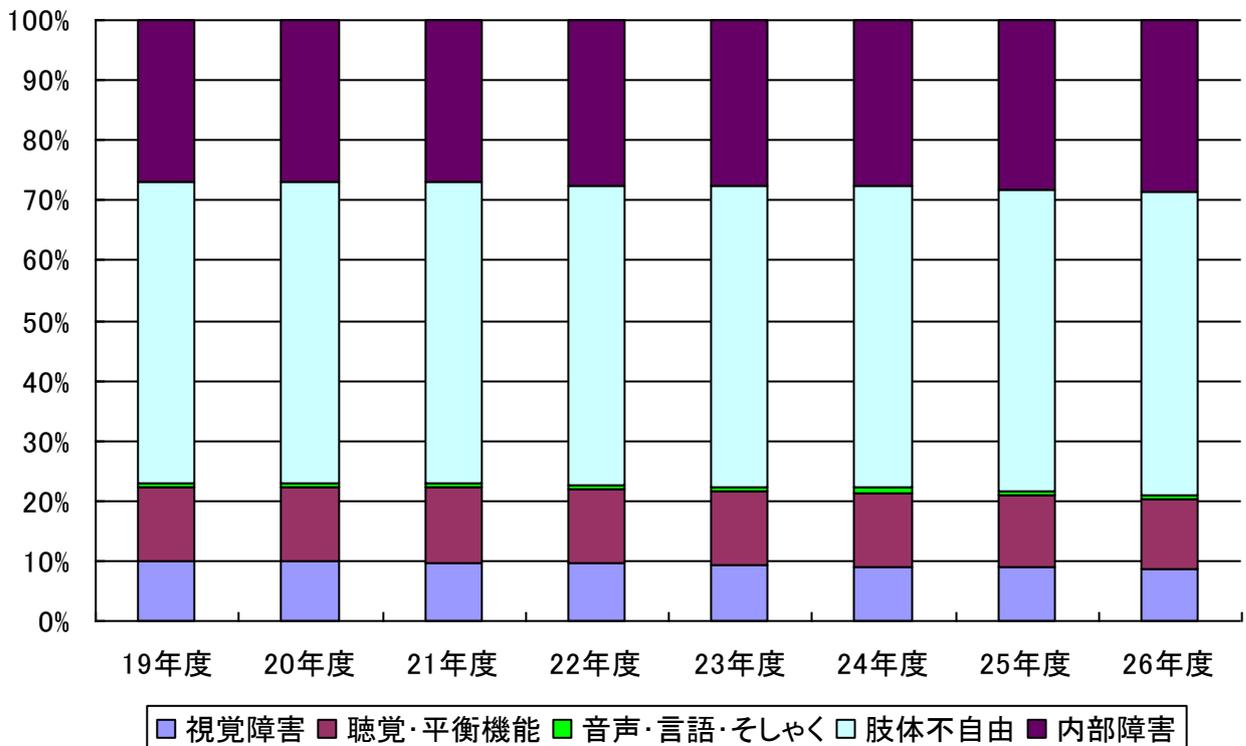
■身体障害者手帳所持者数（部位別）の推移

(単位：人)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	指数
視覚障害	961	982	972	943	937	917	889	852	89
聴覚・平衡機能障害	1,163	1,201	1,240	1,207	1,212	1,234	1,225	1,190	102
音声・言語・そしゃく機能障害	80	80	85	84	79	76	79	79	99
肢体不自由	4,840	4,940	5,027	4,928	4,956	5,038	5,059	5,057	104
内部障害	2,574	2,654	2,715	2,712	2,743	2,784	2,838	2,885	112
合計	9,618	9,857	10,039	9,874	9,927	10,049	10,090	10,063	104

- (注) 1 各年度4月1日現在
2 指数は19年度を100とした場合の26年度の値

■身体障害者手帳所持者の部位別構成比の推移



3-2 知的障害者の現状

(1) 療育手帳所持者数（程度別）の推移

平成 26 年度の療育手帳の所持者数は 2,053 人で、平成 19 年度からの 7 年間で 432 人（26.7%）増加しています。増加要因としては、サービスの利用や雇用のための手帳取得の増加などが考えられます。

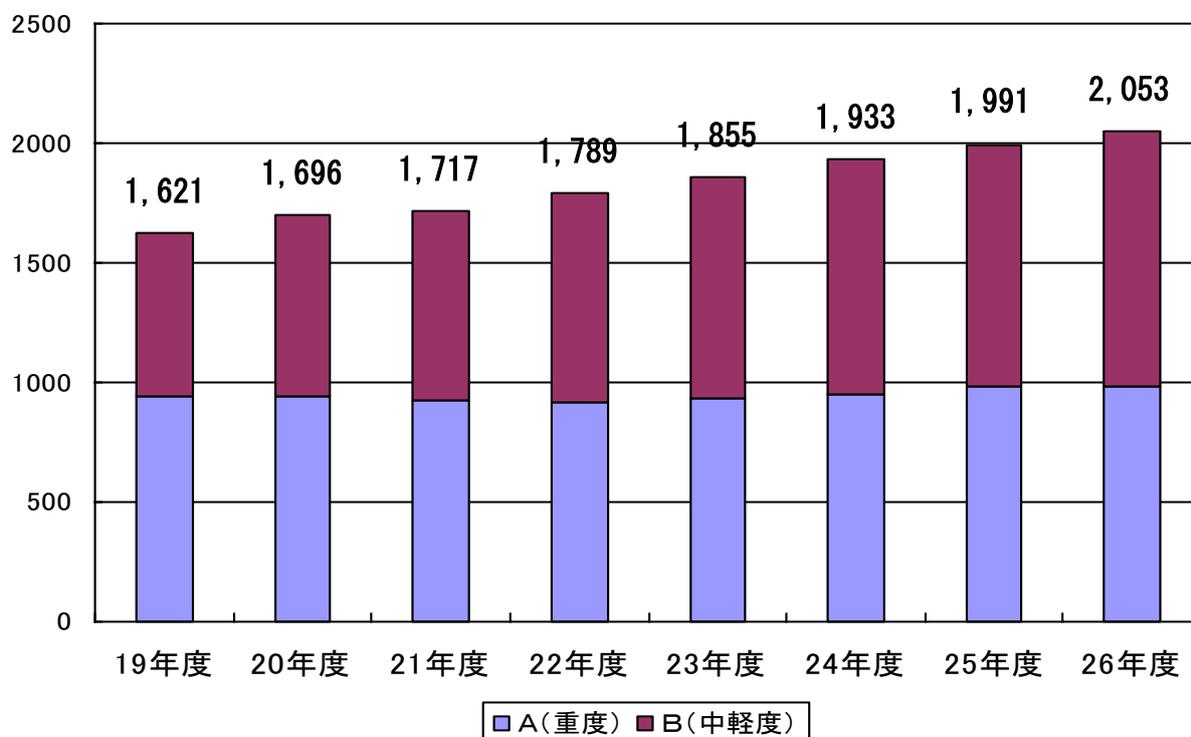
障害の程度別にみると、平成 19 年度以降 A（重度）、B（中軽度）ともに人数は増加傾向にあります。平成 24 年度以降は B（中軽度）が A（重度）を上回り、半数以上を占めています。

■療育手帳所持者数（程度別）の推移

（単位：人）

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	指数
A(重度)	938	938	921	915	933	949	984	986	105
B(中軽度)	683	758	796	874	922	984	1,007	1,067	156
合計	1,621	1,696	1,717	1,789	1,855	1,933	1,991	2,053	127

- (注) 1 各年度 4 月 1 日現在
2 指数は 19 年度を 100 とした場合の 26 年度の値



3-3 精神障害者の現状

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

平成 26 年度の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は 1,499 人で、平成 19 年度からの 7 年間で 722 人（93.0%）増加しています。増加要因としては、サービスの利用や雇用のための手帳取得の増加などが考えられます。

障害の等級別にみると、2 級の中度者、3 級の軽度者の増加率が高いものとなっています。

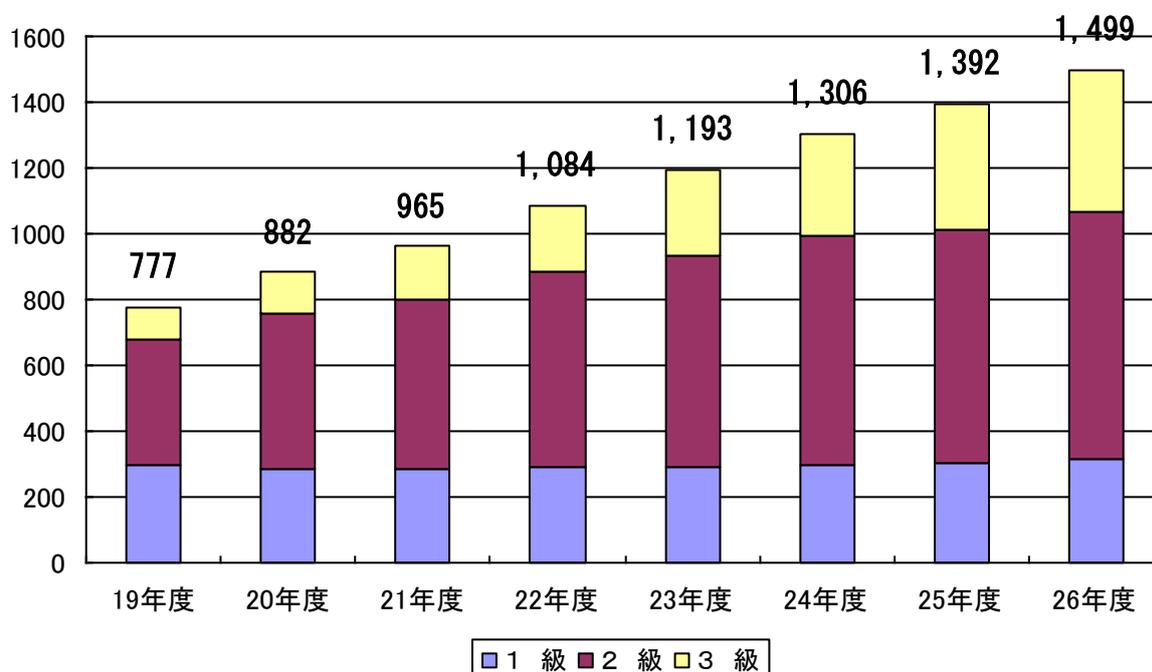
■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

（単位：人）

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	指数
1 級	300	286	283	288	289	297	303	318	106
2 級	380	472	517	597	644	698	711	747	197
3 級	97	124	165	199	260	311	378	434	447
合 計	777	882	965	1,084	1,193	1,306	1,392	1,499	193

(注) 1 各年度4月1日現在

2 指数は19年度を100とした場合の26年度の値



3-4 難病患者の現状

(1) 難病患者医療給付対象者の推移

平成 25 年度の難病患者医療給付対象者は 1,881 人で、平成 19 年度からの 6 年間で 455 人 (31.9%) 増加しています。

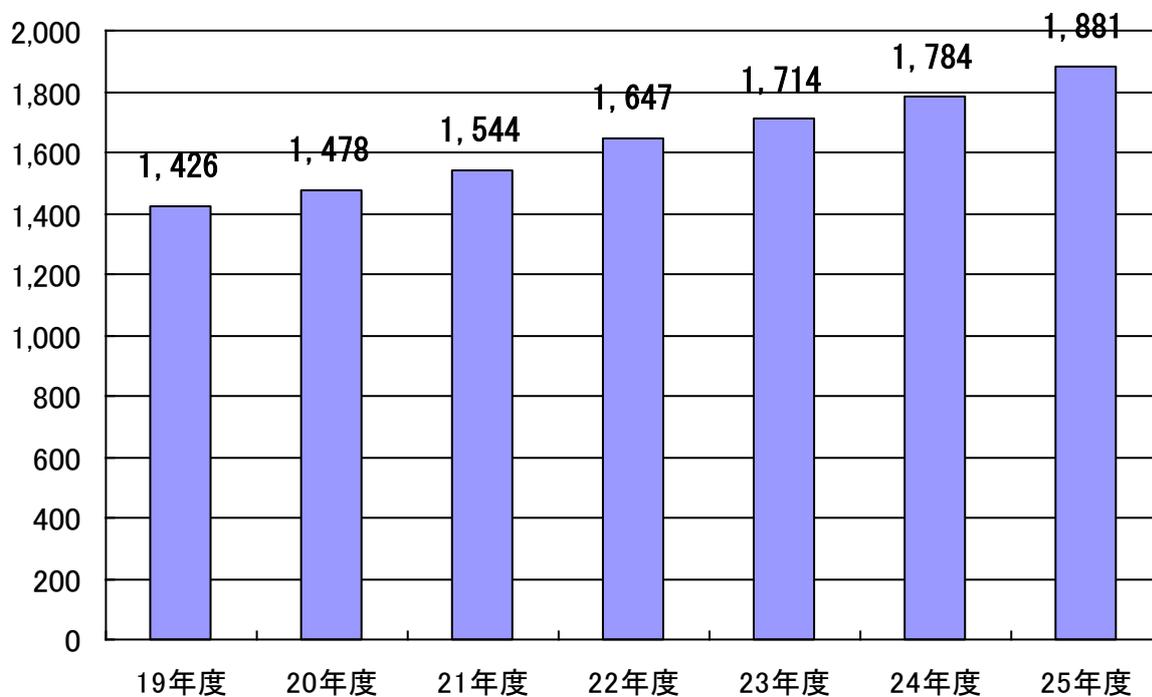
■ 難病患者医療給付対象者の推移

(単位：人)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	指数
合 計	1,426	1,478	1,544	1,647	1,714	1,784	1,881	132

(注) 1 各年度3月31日現在

2 指数は19年度を100とした場合の25年度の値



3-5 障害福祉サービス・障害児通所支援受給者の現状

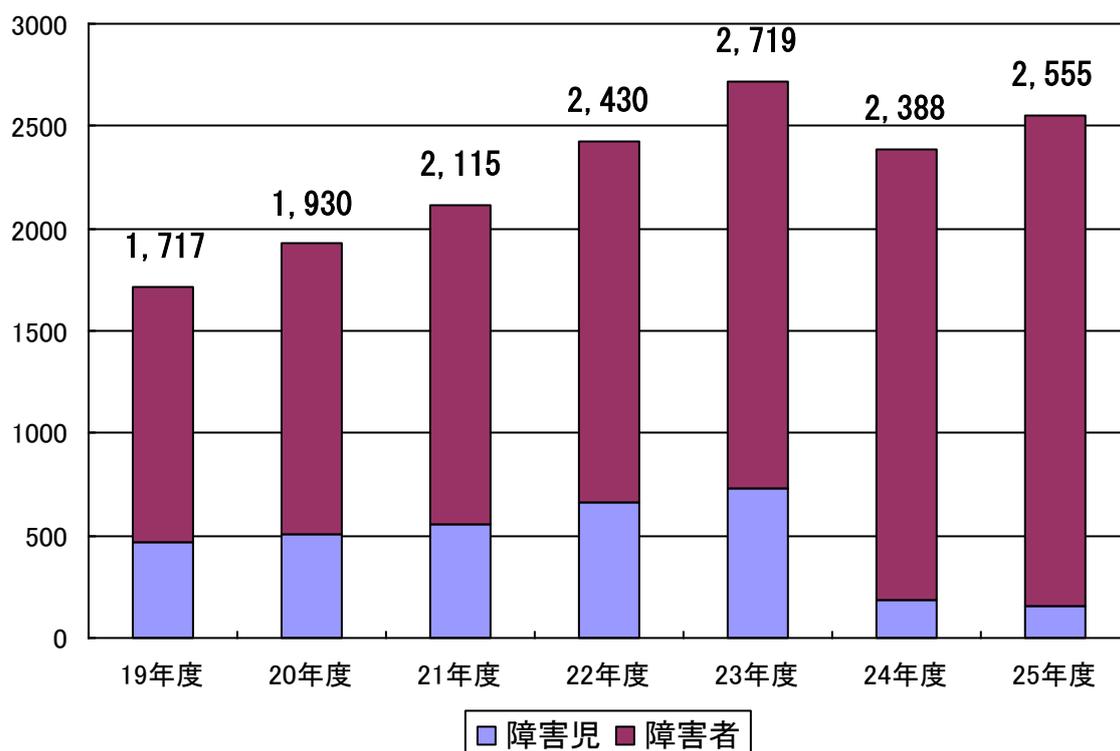
(1) 障害福祉サービス受給者数（障害者・障害児）の推移

平成 25 年度の障害福祉サービス受給者数は 2,555 人で、平成 19 年度からの 6 年間で、障害者（18 歳以上）は 1,149 人（91.8%）増加しています。

■障害福祉サービス受給者数（障害者・障害児）の推移 (単位：人)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	指数
障害児	465	511	554	660	730	182	154	33
障害者	1,252	1,419	1,561	1,770	1,989	2,206	2,401	192
合計	1,717	1,930	2,115	2,430	2,719	2,388	2,555	158

- (注) 1 各年度 3 月 31 日現在
 2 指数は 19 年度を 100 とした場合の 25 年度の値
 3 24 年度から児童デイサービスが障害児通所支援へ移行



(2) 障害福祉サービス利用者数の推移

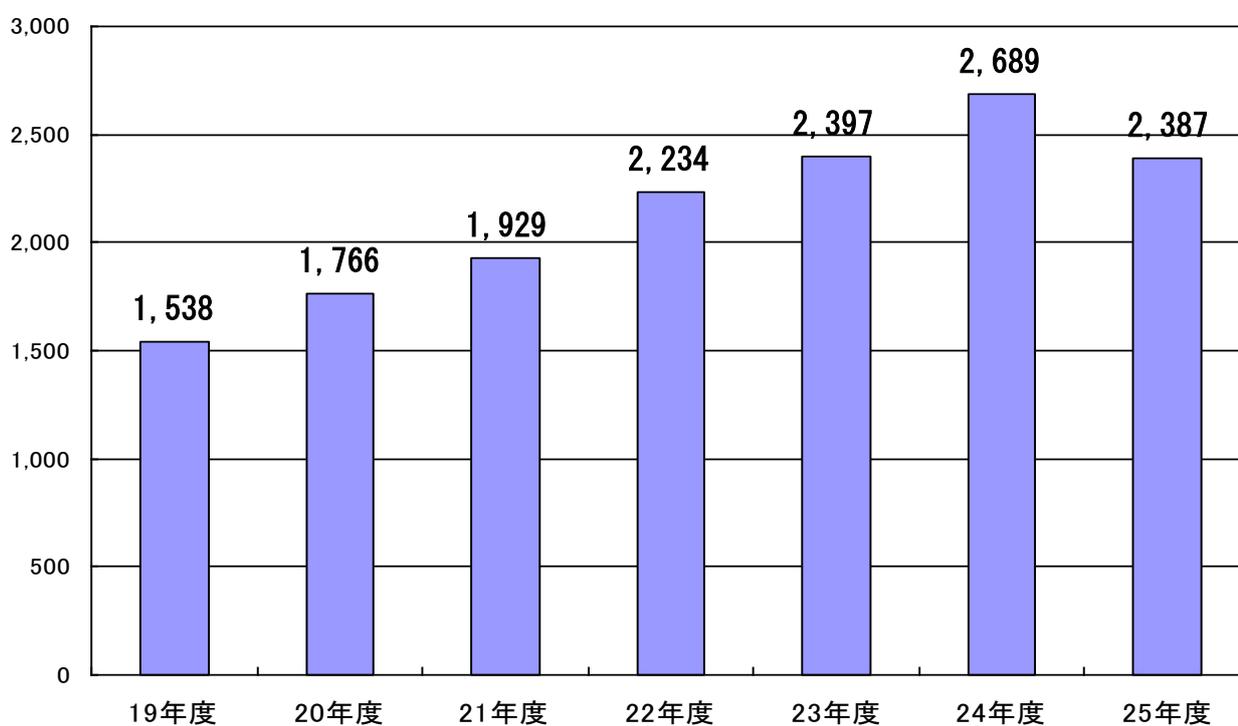
平成 25 年度の障害福祉サービス利用者数は 2,387 人で、平成 19 年度からの 6 年間で 849 人 (55.2%) 増加しています。

■障害福祉サービス利用者数の推移

(単位：人)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	指数
実利用者数	1,538	1,766	1,929	2,234	2,397	2,689	2,387	155

- (注) 1 各年度 4 月～3 月請求実績より算出
2 指数は19年度を100とした場合の25年度の値
3 24年度から児童デイサービスが障害児通所支援へ移行



(3) 障害児通所支援受給者数の推移

平成 25 年度の障害児通所支援受給者数は 799 人で、平成 24 年度からの 1 年間で、3 人増加しています。

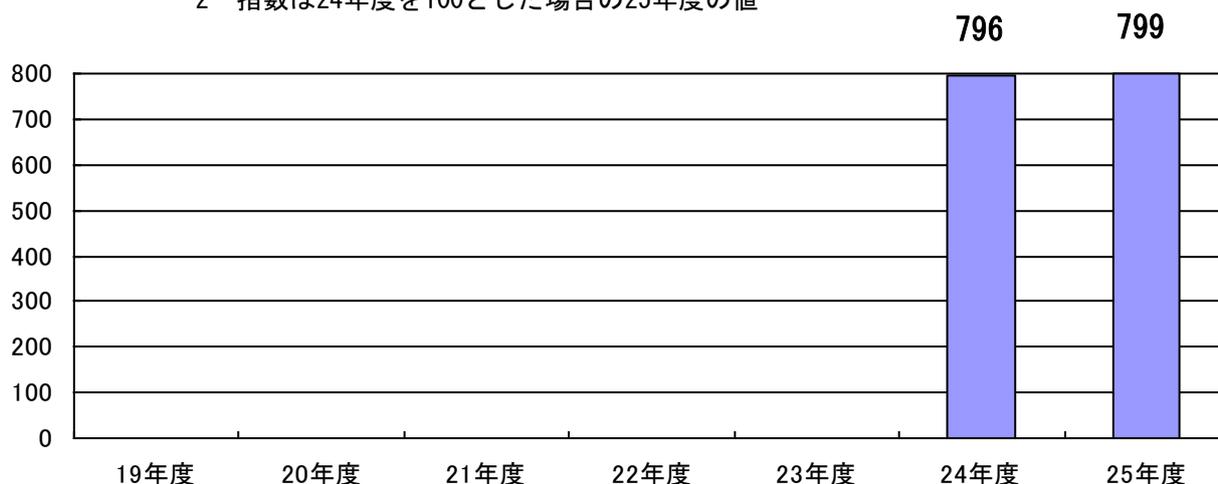
■障害児通所支援受給者数の推移

(単位：人)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	指数
障害児	—	—	—	—	—	796	799	100

(注) 1 各年度 3 月 31 日現在

2 指数は24年度を100とした場合の25年度の値



(4) 障害児通所支援利用者数の推移

平成 25 年度の障害児通所支援利用者数は 869 人で、平成 24 年度からの 1 年間で、163 人 (23.1%) 増加しています。

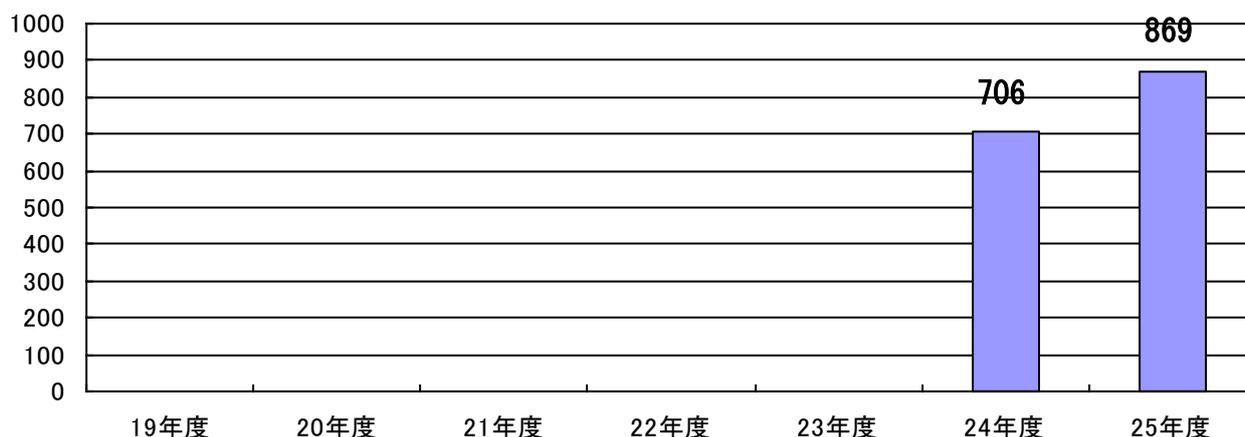
■障害児通所支援利用者数の推移

(単位：人)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	指数
実利用者数	—	—	—	—	—	706	869	123

(注) 1 各年度 4 月～3 月請求実績より算出

2 指数は24年度を100とした場合の25年度の値



第 2 章 障害福祉計画

1 基本的事項

1-1 第 4 期計画策定の趣旨

障害者総合支援法では、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、都道府県及び市町村に障害福祉計画の策定を義務づけています。

本市では、平成 18 年度に「徳島市障害福祉計画（第 1 期：平成 18 年度～平成 20 年度）」を策定以降、3 年ごとに障害福祉計画を策定し、障害福祉サービス等の一元的な実施主体として計画的にサービス提供を推進してきました。

こうした中、わが国の障害者福祉施策は、大きな転換期を迎え、平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法は、施行後、利用者負担のあり方等様々な問題が顕在化したため、利用者負担の規定の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化、同行援護の創設等の改正が行われました。

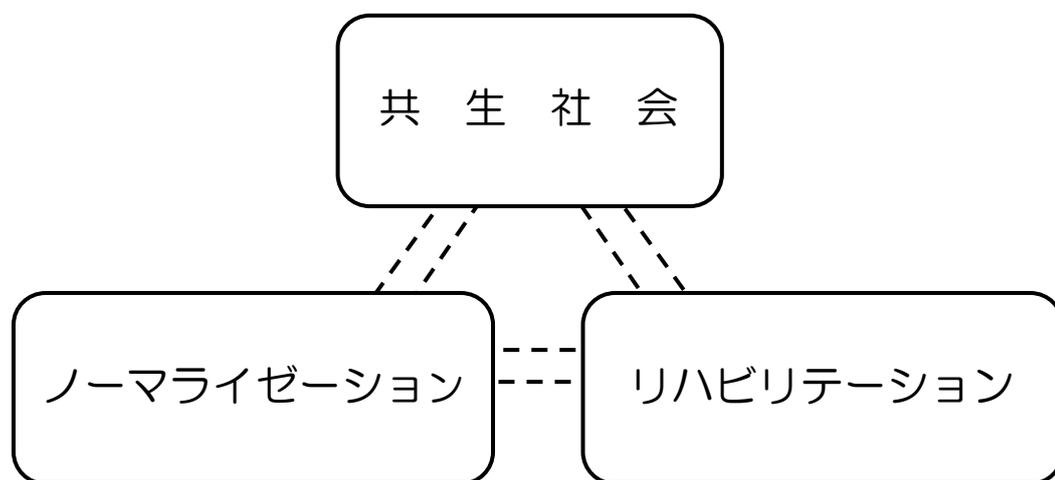
平成 25 年度には、障害者自立支援法が改正され、障害者総合支援法が施行されました。法においては、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲の見直しや障害者等に対する支援の拡充を行い、障害福祉計画については、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講じることを法律上明記し、サービス提供体制の更なる計画的な整備を図ることとされております。

本市では、平成 25 年 3 月に策定された徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画（第 3 期計画）に基づき、障害者施策及びサービス提供の推進を図ってきましたが、徳島市障害福祉計画（第 3 期計画）が平成 26 年度で計画期間の終了、見直し時期を迎えたこと等から、国の障害者施策の動向の変化、障害者のニーズの変化等へ対応できるよう徳島市障害福祉計画（第 4 期計画）を策定します。

1-2 基本理念

本市では、平成4年3月に策定された「徳島市障害者福祉行動計画」以降、「その人の障害がどのようなものであろうとも、人間の尊厳はいささかも損なわれるものではなく、その人格と生命は最大限に尊重されなければならない。また、障害者が家族と共に地域社会の中に包含され、障害のあるなしにかかわらず、すべての人が“ともに生きる”社会の形成ということが、障害者福祉のあり方の基本である。」との考え方を基調とし、国、県の計画との基本的考え方の整合性を図り、ノーマライゼーションとリハビリテーションを基本理念として障害者福祉を推進してきました。

新たな計画を策定するにあっても、こうした趣旨を継承するとともに、改正障害者基本法の理念を踏まえ、だれもが「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指します。



ノーマライゼーション

障害者や高齢者等社会参加に制約がある人々も当然に包含するものが、通常の社会であるとの認識をさらに浸透させ、そのままのあるがままを、お互いに認め合い、支え合いながら、すべての人が同等の権利を享受し生活できる社会の実現を目指します。

リハビリテーション

障害者が、残された力を最大限に活かし、障害を補う力を身につけ、自立した生活を送れるよう、身体的機能の回復・維持のための医学的リハビリテーションにとどまらず、心理的、社会的分野など、様々な分野のリハビリテーションをさらに充実し、障害者が、基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、その人らしく生きられるよう全人間的復権を図ります。

1-3 基本方針

障害福祉サービス等の提供体制の確保にあたっては、障害者計画の基本理念を踏まえて目標値を設定し、サービス提供の計画的な整備を行うため、次の5点を基本方針とします。

(1) 訪問系サービスの充実

障害者が必要とする訪問系サービスが必要に応じて、計画的に提供されるよう、提供体制の確保を目指します。

(2) 日中活動系サービスの充実

利用を希望する障害者に、適切な介護、創作的活動、生産活動等の機会が提供されるよう、日中活動系サービスの提供体制の確保を目指します。

(3) 施設入所・入院から地域生活への移行の推進

地域における居住の場としてのグループホーム等の利用を促進するとともに、自立訓練事業等の推進により、障害者の施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

(5) 相談支援体制の整備

障害者が、地域において、自立した日常生活及び社会生活を営むため、必要に応じた相談支援が提供できるよう、徳島市障害者自立支援協議会を中核とする、福祉、雇用、教育、医療等関係機関による地域ネットワークの整備を推進します。また、相談支援を中心として、障害者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点等の在り方の検討を行い、その整備を推進します。

サービス等利用計画について、障害福祉サービスの支給決定に先立ち必ず作成される体制を確保するため、利用者数の増加等に応じてさらなる体制の強化を図ります。

《第4期計画の平成26年度実績値について》

各サービス等における平成26年度の実績値については、すでに平成26年度において実績が確定したものを除き、平成26年度における見込みに基づいた数値を記載しています。

1-4 障害福祉サービス等の体系

1 障害福祉サービス等の体系

障害者総合支援法による障害福祉サービス等の体系は、個々の障害者の支援の必要度や生活の実情等を踏まえて、個別に支給決定が行われる障害福祉サービスと市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業で構成されています。障害者総合支援法による障害福祉サービス等の体系とは別に、障害児に対しては、児童福祉法に基づく、障害児通所支援等があります。

なお、障害者総合支援法の施行に伴い、平成 25 年度から地域生活支援事業に新たな事業が追加され、平成 26 年度からは、共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）へと一元化されました。



2 平成 29 年度の目標値の設定

2-1 施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者について、グループホーム・一般住宅等への移行を推進し、平成 29 年度末における地域生活に移行する人の目標値を次のとおり設定します。

[目標値]

- 平成 26 年度から平成 29 年度までの累計で、23 人(平成 25 年度末の施設入所者数の 6.2%)が地域生活に移行することを目指します。
- 平成 29 年度末の施設入所者数を、平成 25 年度末の施設入所者数と比べて、13 人(3.5%)削減することを目指します。

項目	数値	備考
平成25年度末の施設入所者数(A)	369人	
平成29年度末の施設入所者数(B)	356人	
[目標値] 施設入所者数の削減見込み(A)-(B)	13人 (3.5%)	差引減少見込み数
[目標値] 地域生活移行者数	23人 (6.2%)	平成26年度から平成29年度までの間に、地域生活に移行する人の目標数

【目標値設定の考え方】

施設入所者のグループホーム・一般住宅等への移行を推進するとともに、施設に入所して支援を受けることが真に必要とされている新規利用者などへのサービス提供を確保する必要も勘案し、施設入所者数の削減を平成 25 年度末と比べて、3%以上削減することを基本として決めました。

2-2 地域生活支援拠点等の整備

障害者の地域生活を支援する機能の集約を図る地域生活支援拠点等を次のとおり整備します。

【目標値】

- 平成 29 年度末までに、障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、地域の体制づくり等）を集約する面的な体制整備を行います。

項目	数値	備考
【目標値】 平成 29 年度における地域生活支援拠点又は面的な体制の数	1	

【目標値設定の考え方】

地域における居住支援と地域支援機能等を結びつける地域連携を推進するため、基幹相談支援センターを中心として関係機関が機能を分担して担う面的な体制を整備するという考え方に基づいて、目標値として決めました。

2-3 福祉施設から一般就労への移行

(1) 一般就労移行者数

就労を希望する障害者が、就労移行支援や就労継続支援等その障害の特性に応じた支援を受けて、一般就労へ移行する人の目標値を次のとおり設定します。

[目標値]

- 平成 29 年度において、福祉施設を退所し、一般就労へ移行する人の数を 36 人(平成 24 年度実績の 1.3 倍)とすることを目指します。

項目	数値	備考
平成 24 年度の 年間一般就労移行者数	27 人	平成24年度において、福祉施設を退所し、一般就労に移行した人数の実績
[目標値] 平成29年度の一般就労移行者数	36 人 (1.3 倍)	平成29年度において、福祉施設を退所し、一般就労に移行する人の目標数

【目標値設定の考え方】

就労移行支援事業・就労継続支援事業等の支援の提供に加え、雇用・労働等関係機関と連携し、福祉施設の利用者の一般就労への移行を促進するとともに、過去の実績を踏まえ、平成 29 年度の就労移行支援事業・就労継続支援事業等の利用者数の 30 分の 1 以上が一般就労に移行することを目標として決めました。

(2) 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の推進を図るため、平成 29 年度末における就労移行支援事業利用者数について、目標値を次のとおり設定します。

[目標値]

- 平成 29 年度末において、就労移行支援事業を利用する人の数を 132 人(平成 25 年度末の就労移行支援事業の利用者数の 1.6 倍)とすることを目指します。

項目	数値	備考
平成 25 年度末の 就労移行支援事業利用者数	83 人	
[目標値] 平成 29 年度の就労移行支援事業 の利用者数	132 人 (1.6 倍)	平成29年度末において就労移行支 援事業を利用する人の目標数

【目標値設定の考え方】

就労移行支援事業の利用者数の見込みから目標値を定めました。

(3) 就労移行支援事業所の就労移行率

就労移行支援事業から一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業所に関する目標値を次のとおり設定します。

[目標値]

- 平成 29 年度末において、就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所数を 2 箇所(徳島市内の就労移行支援事業所数の 16.7%)とすることを目指します。

項目	数値	備考
平成 29 年度末の 目標年度の就労移行率が 3 割以上の 事業所数(A)	2 箇所	
平成 29 年度末の 目標年度の就労移行支援事業所数 (B)	12 箇所	
[目標値] 平成 29 年度の就労移行率が 3 割以上 の事業所が全体に占める割合 (A/B)	16.7%	平成29年度末において、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所数が、徳島市内の全就労移行支援事業所数に占める割合

【目標値設定の考え方】

平成 25 年度までの就労支援事業所における就労移行実績を踏まえ、平成 29 年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 2 箇所以上とすることを基本として、目標値を定めました。

3 障害福祉サービス・相談支援

3-1 訪問系サービス

【事業概要】

訪問系サービスは、ホームヘルパー等が障害者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うもので、障害者の地域での自立した生活を支える上で不可欠なサービスです。

【利用実績】

区 分		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	第 3 期計画 見込値	625	121,250	721	139,874	851	165,094
	実績値	696	152,820	761	164,596	805	178,710
	進捗率 (%)	111.4	126.0	105.5	117.7	94.6	108.2

(注) 通院等乗降介助の利用時間は除いています。

【必要な量の見込み】

利用者数の伸びを踏まえ、必要な量の見込みを定めました。

区 分		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	第 4 期計画 見込値	856	190,032	908	201,576	963	213,786

【見込量確保のための方策】

施設入所から地域生活への移行が進むにつれて、訪問系サービスの重要性が増すため、関係機関との連携を図りながら、サービス事業所の確保に努めるなど訪問系サービスの提供体制の充実を目指します。

3-2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

【事業概要】

生活介護は、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 3 期計画 見込値	653	158,026	674	163,108	696	168,432
実績値	656	144,967	661	148,034	681	159,831
進捗率 (%)	100.5	91.7	98.1	90.8	97.8	94.9

【必要な量の見込み】

利用者数の伸びと、特別支援学校の卒業生数等を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 4 期計画 見込値	701	164,525	722	169,453	743	174,382

【見込量確保のための方策】

常時介護を必要とする人の増加に対応できるよう、関係機関との連携を図りながら、提供体制の確保に努めます。

(2) 自立訓練（機能訓練）

【事業概要】

自立訓練（機能訓練）は、身体障害者が身体機能・生活能力の維持・向上等のために必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等の支援を行うサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 3 期計画 見込値	2	484	2	484	2	484
実績値	2	77	1	210	1	269
進捗率 (%)	100.0	15.9	50.0	43.4	50.0	55.6

【必要な量の見込み】

利用実績を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 4 期計画 見込値	2	484	2	511	2	538

【見込量確保のための方策】

入所施設・病院から地域生活への移行が円滑に行われるために必要なサービスであることから、関係機関との連携を図りながら、長期的な視点に立って、提供体制の確保に努めます。

(3) 自立訓練（生活訓練）

【事業概要】

自立訓練（生活訓練）は、知的障害者や精神障害者が入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を行うサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 3 期計画 見込値	50	11,450	50	11,450	50	11,450
実績値	62	9,415	72	10,225	74	11,677
進捗率 (%)	124.0	82.2	144.0	89.3	148.0	102.0

【必要な量の見込み】

利用者数の伸びと特別支援学校の卒業生数等を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 4 期計画 見込値	76	11,933	78	12,308	80	12,624

【見込量確保のための方策】

入所施設・病院を退所・退院した人などの生活能力の維持・向上のため、関係機関との連携を図りながら、提供体制の確保に努めます。

(4) 就労移行支援

【事業概要】

就労移行支援は、企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 3 期計画 見込値	60	12,900	80	13,156	88	13,412
実績値	73	10,197	83	11,853	93	14,834
進捗率 (%)	121.7	79.0	103.8	90.1	105.7	110.6

【必要な量の見込み】

利用者数の伸びと特別支援学校の卒業生数等を勘案して、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 4 期計画 見込値	104	16,588	117	18,662	132	21,054

【見込量確保のための方策】

障害者の就労意向に応えられるよう、情報提供や相談支援を充実し提供体制の確保に努めます。

また、一般就労につながるよう、関係機関との連携を強化します。

(5) 就労継続支援（A型）

【事業概要】

就労継続支援（A型）は、雇用契約等に基づいて、生産活動の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 3 期計画 見込値	32	7,328	63	11,652	76	14,064
実績値	55	8,873	66	10,524	84	15,347
進捗率 (%)	171.9	121.1	104.8	90.3	110.5	109.1

【必要な量の見込み】

利用者数の伸びとサービス事業所の利用定員を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 4 期計画 見込値	102	18,635	122	22,289	142	25,943

【見込量確保のための方策】

企業等に就労することが困難な人の就労意向に応えられるよう、関係機関との連携を図りながら、提供体制の確保に努めます。

(6) 就労継続支援 (B型)

【事業概要】

就労継続支援 (B型) は、生産活動の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 3 期計画 見込値	378	81,270	421	90,515	450	96,750
実績値	352	65,910	378	70,634	407	82,458
進捗率 (%)	93.1	81.1	89.8	78.0	90.4	85.2

【必要な量の見込み】

利用者数の伸びを勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 4 期計画 見込値	436	88,334	466	94,412	497	100,692

【見込量確保のための方策】

就労継続支援 (A型) よりニーズが高いため、企業等に就労することが困難な人の就労意向に応えられるよう、地域活動支援センター等からの移行などにより、提供体制の確保に努めます。

(7) 療養介護

【事業概要】

療養介護は、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 3 期計画 見込値	60	60	60
実績値	61	65	66
進捗率 (%)	101.7	108.3	110.0

【必要な量の見込み】

現在の利用者数を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 4 期計画 見込値	67	68	69

【見込量確保のための方策】

医療と常時介護を必要とする人のニーズに応えられるよう、関係機関との連携を図りながら、利用者の必要なサービスの確保に努めます。

(8) 短期入所

【事業概要】

短期入所は、自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間を含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 3 期計画 見込値	110	3,960	132	5,076	139	5,160
実績値	128	4,893	144	5,578	144	6,192
進捗率 (%)	116.4	123.6	109.1	109.9	103.6	120.0

【必要な量の見込み】

利用者数の状況や施設退所者数を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 4 期計画 見込値	146	6,278	148	6,364	150	6,450

【見込量確保のための方策】

利用者が必要とする際に利用できるよう、関係機関との連携を図りながら、サービス事業所の確保に努めます。

3-3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

【事業概要】

共同生活援助は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護や相談、日常生活上の援助を行うサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 3 期計画 見込値	90	92	94
実績値	102	114	123
進捗率 (%)	113.3	123.9	130.9

(注) 平成 24 年度・平成 25 年度は共同生活介護（ケアホーム）を含んでいます。

【必要な量の見込み】

地域移行者数と特別支援学校の卒業生数、施設退所者数を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 4 期計画 見込値	131	140	149

【見込量確保のための方策】

入所施設・病院から地域生活への移行を進めるため、関係機関との連携を図りながら、地域における居住の場としてのグループホームの充実に努めます。

(2) 施設入所支援

【事業概要】

施設入所支援は、施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 3 期計画 見込値	362	356	350
実績値	372	369	374
進捗率 (%)	102.8	103.7	106.9

【必要な量の見込み】

地域移行者数と特別支援学校の卒業生数、新たな入所見込者数を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 4 期計画 見込値	369	363	356

【見込量確保のための方策】

障害者の地域生活へ移行を進める中で、グループホームで対応が困難な人の受け入れ施設として、関係機関との連携を図りながら、提供体制の確保に努めます。

(3) 宿泊型自立訓練

【事業概要】

宿泊型自立訓練は、知的障害者や精神障害者の居宅の場を提供し、帰宅後における家事等の維持・向上のための訓練等を行うサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 3 期計画 見込値	24	5,940	29	7,176	34	8,412
実績値	28	6,945	43	9,218	43	10,650
進捗率 (%)	116.7	116.9	148.3	128.5	126.5	126.6

【必要な量の見込み】

今後、利用者数が徐々に増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 4 期計画 見込値	46	11,393	49	12,136	52	12,879

【見込量確保のための方策】

病院等を退院した人などの生活能力の維持・向上のため、関係機関との連携を図りながら、提供体制の確保に努めます。

3-4 相談支援

(1) 計画相談支援

【事業概要】

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障害者又は障害児に、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行うサービスです。

【利用実績】

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 3 期計画 見込値	1,101	2,437	3,953
実績値	176	875	2,090
進捗率 (%)	16.0	35.9	52.9

【必要な量の見込み】

平成 26 年度に介護保険利用者を除くすべての利用者に計画が作成されることを前提として、必要な量の見込みを定めました。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 4 期計画 見込値	2,162	2,238	2,315

【見込量確保のための方策】

障害者に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくりなどの体制整備の推進を図ります。

相談支援事業所等との連携・調整を行い、効果的な相談支援が可能となるよう努めます。

(2) 地域移行支援

【事業概要】

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行うサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 3 期計画 見込値	74	160	260
実績値	0	1	2
進捗率 (%)	0.0	0.6	0.0

【必要な量の見込み】

今後、利用者が徐々に増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 4 期計画 見込値	6	7	8

【見込量確保のための方策】

医療機関と連携して、退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行できるよう、利用促進を図ります。

(3) 地域定着支援

【事業概要】

居宅において単身で生活する人や同居している家族による支援を受けられない人に、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行うサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 3 期計画 見込値	10	20	30
実績値	0	0	1
進捗率 (%)	0.0	0.0	0.0

【必要な量の見込み】

今後、利用者が徐々に増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 4 期計画 見込値	6	7	8

【見込量確保のための方策】

関係機関との連携を図りながら、単身の障害者や同居している家族による支援を受けられない障害者の地域生活への定着を支援します。

4 障害児通所支援

4-1 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

【事業概要】

未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活の適応訓練等を行うサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 3 期計画 見込値	200	-	226	-	255	-
実績値	401	18,677	413	21,284	429	27,885
進捗率 (%)	200.5	-	182.7	-	168.2	-

【必要な量の見込み】

今後も引き続き、利用者が増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 4 期計画 見込値	495	32,175	571	37,115	659	42,835

【見込量確保のための方策】

関係機関による早期発達支援の取組みにより、発達障害児の利用の増加が見込まれることから、関係機関と連携して、障害児の状態に応じた受け入れ体制とサービス提供の確保に努めます。

(2) 放課後等デイサービス

【事業概要】

小学生・中学生・高校生を対象に、授業の終了後や長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 3 期計画 見込値	482	-	543	-	612	-
実績値	322	14,259	348	25,575	428	34,240
進捗率 (%)	66.8	-	64.1	-	77.3	-

【必要な量の見込み】

児童発達支援からの移行等により、今後も利用者が増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 4 期計画 見込値	501	40,080	586	46,880	686	54,880

【見込量確保のための方策】

関係機関との連携を図りながら、就学している障害児の放課後や休日の居場所づくりを推進します。

(3) 保育所等訪問支援

【事業概要】

訪問支援員が障害児の通う保育所等（保育所・幼稚園など）を訪問し、障害児の保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行うサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 3 期計画 見込値	5	-	10	-	15	-
実績値	0	0	30	31	70	280
進捗率 (%)	0.0	-	300.0	-	266.7	-

【必要な量の見込み】

今後、利用者が徐々に増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 4 期計画 見込値	90	360	110	440	130	520

【見込量確保のための方策】

関係機関との連携を図りながら、障害児の保育所等の安定した利用を促進します。

4-2 障害児相談支援

【事業概要】

障害児の利用するサービスの内容等を定めた利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行うサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 3 期計画 見込値	73	397	867
実績値	80	492	857
進捗率 (%)	109.6	123.9	104.0

【必要な量の見込み】

平成 26 年度にすべての利用者に計画が作成されることを前提として、障害児通所支援の利用者の増加に伴う必要な量の見込みを定めました。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 4 期計画 見込値	996	1,157	1,345

【見込量確保のための方策】

障害児に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくりなどの体制整備の推進を図ります。

5 地域生活支援事業

5-1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

【事業概要】

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。

【事業実施の見込み】

今後も、事業を継続的に実施するとの考え方にに基づき、見込みを定めました。

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見込	実施の有無	有	有	有

【事業実施のための方策】

これまで実施している、事業所訪問やイベント開催の充実を図るとともに、参加人数の増加に向け、事業内容の周知に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

【事業概要】

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

【事業実施の見込み】

事業を継続的に実施するとの考え方にに基づき、見込みを定めました。

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見込	実施の有無	有	有	有

【事業実施のための方策】

障害者団体、各種ボランティア活動団体等と連携するとともに、事業内容の周知に努めます。

(3) 相談支援事業

【事業概要】

相談支援事業は、障害者や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援や障害者の権利擁護のために必要な援助等を行います。

【利用実績】

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	実施箇所数	実施箇所数	実施箇所数
第 3 期計画 見込値	3	3	3
実績値	3	3	3
進捗率 (%)	100.0	100.0	100.0

【量の見込み】

現体制を段階的に強化するとの考え方にに基づき、実施箇所数の見込みを定めました。

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業	実施箇所数	4	4	4
障害者自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	有
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量確保のための方策】

きめ細かな対応ができるよう、相談支援事業者の職員の資質向上や専門性・継続性が図られる体制の構築に努めます。

また、相談支援事業をはじめとする地域の障害者福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場である徳島市障害者自立支援協議会の充実を図ります。

(4) 成年後見制度利用支援事業

【事業概要】

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用に要する費用の補助を行います。

【事業実施の見込み】

事業を継続的に実施するとの考え方にに基づき、見込みを定めました。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 4 期計画 見込	5	5	5

【事業実施のための方策】

障害者の権利利益の擁護に資するため、関係機関と連携するとともに、事業内容の周知に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

【事業概要】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

【事業実施の見込み】

事業を継続的に実施するとの考え方にに基づき、見込みを定めました。

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見込	実施の有無	有	有	有

【事業実施のための方策】

障害者の権利利益の擁護に資するため、関係機関と連携するとともに、事業内容の周知に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

【事業概要】

意思疎通支援事業は、聴覚障害により、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記を行う人の派遣などを行う事業です。

【利用実績】

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
		設置者数	設置者数	設置者数
手話通訳者設置事業	第 3 期計画 見込値	2	2	2
	実績値	2	2	2
	進捗率 (%)	100.0	100.0	100.0

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
		利用者数	利用者数	利用者数
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	第 3 期計画 見込値	64	68	72
	実績値	55	59	63
	進捗率 (%)	85.9	86.8	87.5

【量の見込み】

手話通訳者設置事業については、現体制の 2 名を維持します。

また、手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、利用実績を勘案し、利用者数の見込みを定めました。

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		設置者数	設置者数	設置者数
手話通訳者設置事業	第 4 期計画 見込値	2	2	2

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		実利用件数	実利用件数	実利用件数
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	第 4 期計画 見込値	500	500	500

(注) 第 4 期から見込値を利用者数から実利用件数へ変更しています。

【見込量確保のための方策】

聴覚障害者の意思疎通を支援するため、関係機関と連携を図りながら手話通訳者や要約筆記者の派遣事業を推進します。

(7) 日常生活用具給付等事業

【事業概要】

日常生活用具給付等事業は、重度障害者等に対し、介護・訓練支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行う事業です。

【利用実績】

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
		給付件数	給付件数	給付件数
介護・訓練支援用具	第 3 期計画見込値	12	12	12
	実績値	15	18	18
	進捗率(%)	125.0	150.0	150.0
自立生活支援用具	第 3 期計画見込値	36	36	36
	実績値	55	44	45
	進捗率(%)	152.8	122.2	125.0
在宅療養等支援用具	第 3 期計画見込値	23	23	23
	実績値	20	34	26
	進捗率(%)	87.0	147.8	113.0
情報・意思疎通支援用具	第 3 期計画見込値	85	145	155
	実績値	111	118	121
	進捗率(%)	130.6	81.4	78.1
排泄管理支援用具	第 3 期計画見込値	5,488	5,752	6,028
	実績値	5,562	5,606	6,028
	進捗率(%)	101.3	97.5	100.0
住宅改修費	第 3 期計画見込値	10	10	10
	実績値	12	7	10
	進捗率(%)	120.0	70.0	100.0

【量の見込み】

介護・訓練支援用具、情報・意思疎通支援用具及び排泄管理支援用具については、利用実績を勘案し、給付件数の見込みを定めました。

その他の用具等については、利用実績が、ほぼ一定数で推移しているため、今後も同数で推移するものと見込みました。

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		給付件数	給付件数	給付件数
介護・訓練支援用具	第 4 期計画 見込値	19	20	21
自立生活支援用具	第 4 期計画 見込値	45	45	45
在宅療養等支援用具	第 4 期計画 見込値	26	26	26
情報・意思疎通支援用具	第 4 期計画 見込値	122	125	128
排泄管理支援用具	第 4 期計画 見込値	6,208	6,333	6,458
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	第 4 期計画 見込値	10	10	10

【見込量確保のための方策】

障害者の日常生活の便宜を図るため、事業の周知に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

【事業概要】

手話奉仕員養成研修事業は、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。

【利用実績】

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	受講者数	受講者数	受講者数
第 3 期計画 見込値	40	40	40
実績値	13	25	25
進捗率 (%)	32.5	62.5	62.5

【量の見込み】

受講者実績等を勘案し、受講者数の見込みを定めました。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	受講者数	受講者数	受講者数
第 4 期計画 見込値	30	30	30

【見込量確保のための方策】

奉仕員の養成は、障害者の社会参加の促進につながるため、継続して実施します。

(9) 移動支援事業

【事業概要】

移動支援事業は、屋外で移動が困難な障害者に対して、外出のための支援を行う事業です。

【利用実績】

区 分		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		利用者数	延利用時間	利用者数	延利用時間	利用者数	延利用時間
移動支援事業 (個別支援型)	第 3 期計画 見込値	394	46,575	414	55,560	449	68,104
	実績値	313	41,149	339	42,846	360	49,522
	進捗率(%)	79.4	88.3	81.9	77.1	80.2	72.7
移動支援事業 (車両移送型)	第 3 期計画 見込値	25	1,915	25	2,029	25	2,150
	実績値	27	1,798	29	1,679	29	1,719
	進捗率(%)	108.0	93.9	116.0	82.8	116.0	80.0

【量の見込み】

利用実績を勘案し、利用者数及び利用時間数の見込みを定めました。

区 分		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		利用者数	延利用時間	利用者数	延利用時間	利用者数	延利用時間
移動支援事業 (個別支援型)	第 4 期計画 見込値	385	53,130	411	58,101	439	63,536
移動支援事業 (車両移送型)	第 4 期計画 見込値	29	1,719	29	1,719	29	1,719

【見込量確保のための方策】

個別支援型については、今後、増加が予想される需要に対応できるよう、サービスを提供する契約事業所の確保やヘルパーの質の向上に努めます。

また、車両移送型については、引き続き事業者へ委託し実施します。

(10) 地域活動支援センター事業

【事業概要】

地域活動支援センター事業は、障害者が通所し、創作的活動、生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る事業です。

【利用実績】

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
第 3 期計画 見込値	12	256	13	271	14	286
実績値	11	263	11	273	11	284
進捗率 (%)	91.7	102.7	84.6	100.7	78.6	99.3

【量の見込み】

障害者地域共同作業所からの移行等を踏まえ、実施箇所数及び利用者数の見込みを定めました。

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
第 4 期計画 見込値	12	301	13	316	14	331

【見込量のための方策】

現在の障害者地域共同作業所に対し、障害者の日中活動の場としてより安定的な運営が図られるよう、地域活動支援センターへの移行を促進します。

5-2 任意事業

(1) 福祉ホーム事業

【事業概要】

福祉ホーム事業は、住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに日常生活に必要な支援を行う事業です。

【利用実績】

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 3 期計画 見込値	7	8	8
実績値	7	7	7
進捗率 (%)	100.0	87.5	87.5

【量の見込み】

利用実績、現施設の定員を勘案し、利用者数の見込みを定めました。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 4 期計画 見込値	8	8	8

【見込量確保のための方策】

障害者の地域生活を支援するため、継続して実施します。

(2) 生活訓練等事業

【事業概要】

生活訓練等事業は、障害者に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、生活の質の向上を図り、社会参加を促進する事業で、本市では、障害者を対象としたパソコン講座を開催しています。

【利用実績】

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 3 期計画 見込値	240	248	250
実績値	240	218	234
進捗率 (%)	100.0	87.9	93.6

【量の見込み】

利用実績及び施設の定員を勘案し、受講者数の見込みを定めました。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 4 期計画 見込値	240	240	240

【見込量確保のための方策】

社会参加を促進することを目的とし、障害者を対象にパソコン講座を継続して開催します。

(3) 日中一時支援事業

【事業概要】

日中一時支援事業は、障害者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護している家族の一時的な休息等を目的として行う事業です。

【利用実績】

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
		実施回数	実施回数	実施回数
利用時間が 4 時間未満	第 3 期計画 見込値	713	721	729
	実績値	710	803	810
	進捗率(%)	99.6	111.4	111.1
利用時間が 4～8 時間未満	第 3 期計画 見込値	904	916	928
	実績値	825	528	530
	進捗率(%)	91.3	57.6	57.1
利用時間が 8 時間以上	第 3 期計画 見込値	125	118	112
	実績値	115	60	60
	進捗率(%)	92.0	50.8	53.6

【量の見込み】

利用実績を勘案し、実施回数の見込みを定めました。

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		実施回数	実施回数	実施回数
利用時間が 4 時間未満	第 4 期計画 見込値	810	830	851
利用時間が 4～8 時間未満	第 4 期計画 見込値	530	540	556
利用時間が 8 時間以上	第 4 期計画 見込値	60	61	63

【見込量確保のための方策】

障害者の日中活動の場の確保を図るため、継続して実施していくとともに、サービス事業所の確保に努めます。

(4) 障害者スポーツ大会

【事業概要】

障害者スポーツ大会は、障害者がスポーツを通じて健康増進と社会参加を促進するとともに、あわせて市民相互の交流を深めること目的として開催する事業です。

【利用実績】

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	参加者数	参加者数	参加者数
第 3 期計画 見込値	350	360	370
実績値	300	320	310
進捗率 (%)	85.7	88.9	83.8

【量の見込み】

参加者実績を勘案し、参加者数の見込みを定めました。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	参加者数	参加者数	参加者数
第 4 期計画 見込値	340	370	400

【見込量確保のための方策】

障害者の健康増進と社会参加を促進するため継続して開催します。また、事業内容の周知に努めるとともに、障害者が参加しやすいよう競技種目にも配慮します。

(5) 福祉展

【事業概要】

福祉展は、障害者の芸術・文化活動を振興し、あわせて市民相互の交流を深めることを目的として開催する事業です。

【利用実績】

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	参加施設数	参加施設数	参加施設数
第 3 期計画 見込値	21	22	23
実績値	22	22	23
進捗率 (%)	104.8	100.0	100.0

【量の見込み】

参加施設実績を勘案し、参加施設数の見込みを定めました。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	参加施設数	参加施設数	参加施設数
第 4 期計画 見込値	24	25	26

【見込量確保のための方策】

障害者の社会参加を促進するため継続して開催します。また、参加施設の拡大に努めます。

(6) 自動車運転免許取得・自動車改造助成事業

【事業概要】

自動車運転免許取得・自動車改造助成事業は、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

【利用実績】

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
		利用者数	利用者数	利用者数
自動車運転免許取得助成事業	第 3 期計画見込値	8	8	8
	実績値	5	5	8
	進捗率(%)	62.5	62.5	100.0
自動車改造助成事業	第 3 期計画見込値	7	7	7
	実績値	5	6	7
	進捗率(%)	71.4	85.7	100.0

【量の見込み】

利用実績を勘案し、利用者数の見込みを定めました。

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		利用者数	利用者数	利用者数
自動車運転免許取得助成事業	第 4 期計画見込値	6	6	6
自動車改造助成事業	第 4 期計画見込値	7	7	7

【見込量確保のための方策】

障害者の社会参加を促進するため、継続して実施します。

(7) 更生訓練費給付事業

【事業概要】

更生訓練費給付事業は、就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用して
いる人のうち、利用者負担額の生じない人に職能訓練等を受けるために必
要な文房具等の購入費用、通所に要する費用を支給する事業です。

【利用実績】

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 3 期計画 見込値	77	82	88
実績値	87	96	106
進捗率 (%)	113.0	117.1	120.5

【量の見込み】

利用実績を勘案し、利用者数の見込みを定めました。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 4 期計画 見込値	115	124	133

【見込量確保のための方策】

社会参加の促進を図ることを目的とし、継続して実施します。

(8) 障害者虐待防止対策支援事業

【事業概要】

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援や
関係機関等の協力体制の構築を行います。

【量の見込み】

これまでの相談・通報件数を勘案し、見込みを定めました。

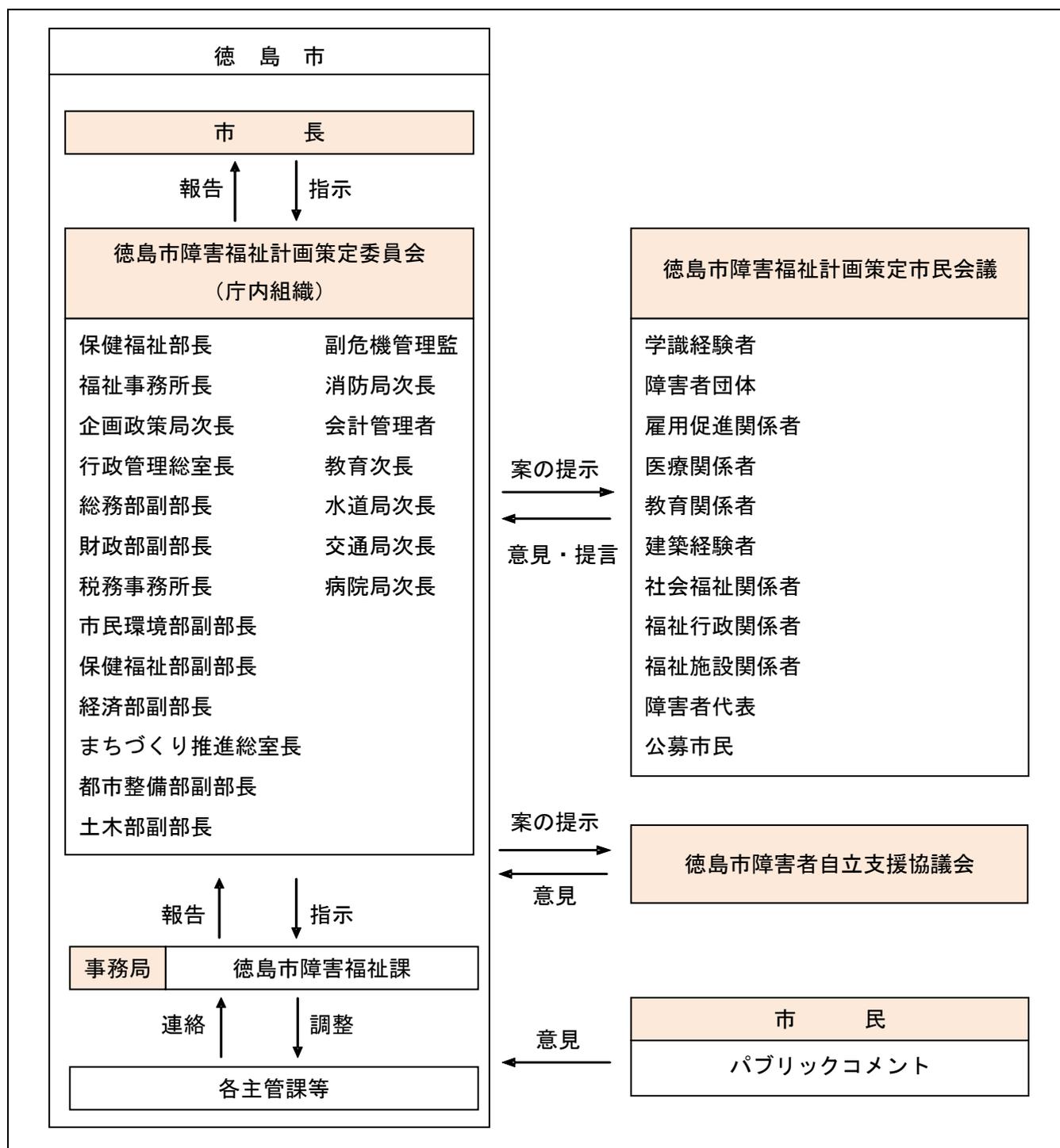
区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 4 期計画 見込値	30	30	30

【見込量確保のための方策】

障害者の権利利益の擁護に資するため、事業の周知に努めます。

第3章 資料編

1 策定体制



2 策定経過

◆策定市民会議

区 分	日程・議題
第 1 回	平成 26 年 7 月 30 日 ・ 法改正の動向について ・ 徳島市障害福祉計画策定の趣旨と今後の取り組み等について
第 2 回	平成 26 年 11 月 20 日 ・ 計画の素案について
第 3 回	平成 27 年 2 月 16 日 ・ パブリックコメントの結果について ・ 計画案について

◆策定委員会

区 分	日程・議題
第 1 回	平成 26 年 11 月 10 日 ・ 徳島市障害福祉計画策定と今後の取り組み等について ・ 計画の素案について
第 2 回	平成 27 年 2 月 9 日 ・ パブリックコメントの結果について ・ 計画案について

◆自立支援協議会（計画策定に係る開催のみ）

区 分	日程・議題
第 1 回	平成 26 年 11 月 19 日 ・ 障害福祉計画（第 4 期）案について
第 2 回	平成 27 年 2 月 12 日 ・ パブリックコメントの結果について ・ 計画案について

◆パブリックコメント

区 分	日 程
実施期間	平成 26 年 12 月 19 日～平成 27 年 1 月 19 日

3 徳島市障害福祉計画策定市民会議

3-1 設置要綱

徳島市障害福祉計画策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 徳島市障害福祉計画（第4期）の策定にあたり、広く市民の意見を求めるため、徳島市障害福祉計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の実態やニーズに即した課題に関すること
- (2) 徳島市障害福祉計画策定に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 市民会議は、委員22名以内で構成し、福祉関係団体、その他関係諸団体・機関から選ばれた者及び学識経験者、公募市民等の中から市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

(事務局)

第7条 市民会議の事務局は、保健福祉部障害福祉課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月30日から施行する。

3-2 委員名簿

徳島市障害福祉計画策定市民会議委員名簿

分野	団体等	役職等	氏名	備考
学識経験者	徳島文理大学保健福祉学部	教授	富澤 彰雄	会長
障害者団体	社会福祉法人徳島市身体障害者連合会	理事長	林 徳太郎	副会長
	NPO法人徳島市手をつなぐ親の会	理事長	糸林 代々木	
	徳島市精神保健福祉会	会長	橋本 行子	
雇用促進関係者	徳島障害者職業センター	所長	加藤 有騎	
医療関係者	徳島市医師会	精神科医	山口 浩資	
教育関係者	徳島県立国府支援学校	校長	飯田 ひとみ	
建築関係者	徳島県建築士会	副会長	佐田久 幸子	
社会福祉関係者	徳島市民生委員児童委員協議会	副会長	山田 紀子	
	社会福祉法人徳島市社会福祉協議会	事務局長	後藤田 勲	
福祉行政関係者	徳島県障がい者相談支援センター	所長	柿田 昌訓	
	徳島県中央こども女性相談センター	所長	左倉 昇	
	徳島県精神保健福祉センター	所長	石元 康仁	
	徳島県発達障がい者総合支援センター	所長	中村 章人	
福祉施設関係者	障害者生活支援センター眉山園	施設長	三橋 一巳	
	障害者支援施設 希望の郷	施設長	市川 透	
	障害者自立訓練事業所ウィスパー	施設長	月岡 麻実	
	NPO法人太陽と緑の会	代表	杉浦 良	
障害者代表	徳島市視覚障害者会	副会長	戸部 節子	
	徳島市聴覚障害者会	会長	港 博義	
公募市民			中川 美佐	
			細川 政弘	

4 徳島市障害福祉計画策定委員会

4-1 設置要綱

徳島市障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 徳島市障害福祉計画（第4期）を策定するための庁内組織として、徳島市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の実態やニーズの把握に関すること
- (2) 徳島市障害福祉計画の策定に関すること

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長は、保健福祉部長をもって充てる。

3 副会長は、福祉事務所長をもって充てる。

4 委員は、別に掲げる部等の副部長級をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、委員会を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

(部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、委員会に専門的事項を処理するための部会を設置することができる。

2 部会は、会長が選任するメンバーをもって構成し、委員会の指示を受け調査研究する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、保健福祉部障害福祉課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月20日から施行する。

4-2 委員名簿

徳島市障害福祉計画策定委員会委員名簿

役 職	氏 名	所 属 ・ 職 名
会 長	岡田 元成	保健福祉部長
副会長	藤田 稔	理事（福祉事務所長事務取扱）
委 員	久次米 浩文	企画政策局次長
委 員	井原 忠博	行政管理総室長
委 員	歌川 康司	総務部副部長（総務課長事務取扱）
委 員	成谷 雅弘	財政部副部長（財政課長事務取扱）
委 員	前坂 秀樹	税務事務所長（納税課長事務取扱）
委 員	尾崎 覚	市民環境部副部長
委 員	岩見 亮	市民環境部副部長（人権推進課長事務取扱）
委 員	野口 武夫	保健福祉部副部長（保険年金課長事務取扱）
委 員	松本 禎之	経済部副部長
委 員	一宮 信牲	まちづくり推進総室長
委 員	仲野 義則	都市整備部副部長（建築指導課長事務取扱）
委 員	北島 浩一	土木部副部長（下水道事務所長兼務）
委 員	児島 隆文	土木部副部長（土木政策課長事務取扱）
委 員	児島 正実	副危機管理監
委 員	藤本 忠晴	消防局次長
委 員	寺尾 俊喜	会計管理者（会計課長事務取扱）
委 員	松本 賢治	教育次長
委 員	松本 泰典	教育次長
委 員	松原 孝郎	水道局次長
委 員	大森 茂	交通局次長（総務課長事務取扱・徳島市都市整備部付参事併任）
委 員	三輪 俊之	病院局次長（市民病院事務部事務長兼務）

5 徳島市障害者自立支援協議会

5-1 設置要綱

徳島市障害者自立支援協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、徳島市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議と課題の情報共有に関すること
- (2) 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整に関すること
- (3) 地域の障害者等への支援体制に係る課題整理と社会資源の開発、改善にむけた協議に関すること
- (4) 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価に関すること
- (5) 権利擁護に関すること
- (6) 徳島市障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言に関すること
- (7) 前6号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 障害者関係団体関係者
 - (2) 雇用・就労関係者
 - (3) 保健・医療・教育・福祉関係者
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 2 協議会に会長及び副会長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けた時には、その職務を代理する。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、協議会の設置年度については、協議会の設置された日からその年度を経過後2年とする。

2 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会は、概ね年2回開催する。

4 会長は、協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(定例会)

第6条 協議会は、協議会の下に、定例会を設置し、概ね月1回開催する。

2 定例会は、地域の関係機関相互の情報共有を図るとともに、事例に基づく課題の検討及び背景となる地域の課題について協議する。

3 定例会は、第3条第1項各号に掲げる者、委託相談支援事業者及び保健福祉部障害福祉課の職員で組織する。

(運営会)

第7条 協議会は、協議会の下に、運営会を設置し、概ね月1回開催する。

2 運営会は、協議会（定例会、運営会及び専門部会を含む。）の在り方について調査・研究及び協議し、その調査・研究等の状況、成果等について、協議会に報告するものとする。

3 運営会は、委託相談支援事業者及び保健福祉部障害福祉課の職員で組織する。

(専門部会)

第8条 協議会は、協議会の下に、第2条各号に規定する所掌事務のうち、特定の事項について調査・研究等を行う必要があると認めるときは、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、その調査・研究等の状況、成果等について、協議会に報告するものとする。

(守秘義務)

第9条 協議会の関係者は、正当な理由なく協議会上知り得た個人に関する秘密を漏らしてはならない。なお協議会を離れた後も同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

5-2 委員名簿

徳島市障害者自立支援協議会委員名簿

分野	団体等	役職等	氏名	備考
教育関係者	徳島県立阿南支援学校	教諭	藤川 彰巖	会長
障害者団体	徳島市身体障害者連合会	理事	澤口 義行	
	徳島市手をつなぐ親の会	監事	山岡 良太	
	あわっこ家族会		三枝 健二	
医療専門職関係者	徳島県医療ソーシャルワーカー協会		佐藤 公絵	
	徳島県精神保健福祉士会	会長	美馬 ゆかり	
雇用促進関係者	徳島障害者職業センター	主任	田中 章夫	
	徳島公共職業安定所	指導官	佐坂 欣哉	
	障害者就業・生活支援センターわーくわく	主任	三並 竜人	
福祉行政関係者	徳島県障がい者相談支援センター	課長補佐	羽田 和弘	副会長
	徳島県東部保健福祉局（徳島保健所）	課長	工藤 貴久子	
	徳島県精神保健福祉センター	課長補佐	猪井 弘子	
	徳島県中央こども女性相談センター	次長	江口 久美子	
	徳島県発達障がい者総合支援センター	所長	中村 章人	
高齢者福祉関係者	徳島市地域包括支援センター	主任	管惣 美津子	
社会福祉関係者	徳島市社会福祉協議会	次長	小賀 康生	
関係各課	徳島市保健センター	主査	仙田 文恵	
	徳島市子育て支援課	係長	杉本 泉	
	徳島市保育課	係長	寺澤 義信	
	徳島市教育委員会学校教育課	係長	高木 利章	
	徳島市教育委員会教育研究所	主事	松尾 みゆき	